

**「出版契約書ヒナ型2（紙媒体）」および  
「出版契約書ヒナ型3（電子配信）」の  
第3条（4）について**

※「ヒナ型2」と「ヒナ型3」のその他の条項については、「ヒナ型1」の解説をご参照ください。

=====  
**【出版契約書ヒナ型2（紙媒体）第3条（4）】**

「本著作物の電子出版としての利用については、甲は乙に対し、優先的に許諾を与え、その具体的条件は甲乙別途協議のうえ定める。」

=====  
**【出版契約書ヒナ型3（電子配信）第3条（4）】**

「本著作物の紙媒体出版としての利用またはDVD-ROM、メモリーカード等の電子媒体（将来開発されるいかなる技術によるものをも含む）に記録したパッケージ型電子出版としての利用については、甲は乙に対し、優先的に許諾を与え、その具体的条件は甲乙別途協議のうえ定める。」

**解説**

紙媒体出版は行うが、電子出版を行うかどうか決めていないといった場合、また電子出版を先に行い、売れ行きをみてから紙媒体出版を検討するといった場合には、これらのヒナ型を使用することが推奨されていますが、このような具体的計画がない利用について、出版社の優先権を確保するための条項です。

他の出版社からその利用について著作権者に申入れがあった場合には、著作権者は本契約を締結している出版社に通知し、その出版社に対して出版を行うかどうかを優先的に判断させなければなりません。通知を受けた出版社は合理的な期間内にその判断を行わなければなりません。

以上